

東京都における外形標準課税の超過税率

*東京都では、標準税率に1.05を乗じた『超過税率』を適用しています。（都税条例第33条、同附則第5条の2、第23条）

対 象		資本金の額（又は出資金の額）が1億円超の法人			
税 率	所 得 等 の 区 分		平成20年10月1日以後に開始する事業年度（注）		平成16年4月1日から平成20年9月30日までに開始する事業年度
			超過税率	（標準税率）	超過税率
	所得割額	年所得400万円以下の金額	1.69%	1.5%	3.99%
		年所得400万円を超え年800万以下の金額	2.475%	2.2%	5.775%
		年所得800万円を超える金額 軽減税率不適用法人又は清算所得	3.26%	2.9%	7.56%
	付加価値割		0.504%	—	0.504%
	資本割		0.21%	—	0.21%

（注）東京都において外形標準課税により申告する法人の事業税は、超過税率が適用になります。

地方法人特別税額の申告は、標準税率により算定した基準法人所得割額が課税標準額となります。

地方法人特別税の申告については、[地方法人特別税](#)をご覧ください。